

(仮称) 子ども・子育て応援条例について

1. 条例とは？

条例とは、都道府県や市町村が国の法令の範囲内で定めるルールで、その都道府県や市町村の地域内でのみ適用されます。

2. (仮称) 子ども・子育て応援条例を制定する必要性

- ・ 本市では、重点的に取り組むまちづくりの大きな柱として「子育て世代に魅力的なまちづくり」を掲げ、様々な施策に取り組んでいます。
- ・ この「子育て世代に魅力的なまちづくり」を実現していくためには、行政だけでなく、関係機関、市民、事業者など、様々な立場の人たちがそれぞれの役割や責務を果たしながら、一体となって取り組んでいくとともに、その時の社会情勢や財政状況に左右されることなく、将来にわたって継続して取り組んでいくことが重要です。
- ・ また、国においては「こども家庭庁」の創設が進められるなど、子どもが健やかに成長するための環境を作っていく取組みが強化されてきており、自治体もこうした国の動きに対応していく必要があります。
- ・ 以上のことから、行政等の役割や責務を定め、まち全体で子ども・子育てを応援する姿勢を明らかにし、これまで以上に子ども・子育てに関する取組みを強力に推進していくため、(仮称) 子ども・子育て応援条例を制定することとしました。

3. (仮称) 子ども・子育て応援条例の内容

(1) 条例の内容

本市が制定する条例は、「子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域で支え、子育て支援を市全体で取り組み、実現していく」ことを目指す内容とします。

(2) 条例に盛り込む主な内容（案）

- ・ 前文（条例制定の趣旨、背景など）
- ・ 条例の目的
- ・ 基本理念
- ・ 子どもの権利
- ・ 市民、学校、事業者、保護者等の役割 など

※条例の事例：丸亀市（参考資料）

4. 条例案の検討体制

(1) 大牟田市子ども・子育て会議

提案された条例案について検討、取りまとめを行います。

(2) 大牟田市子ども・子育て委員会（大牟田市役所の庁内組織）

子ども・子育て会議に対応する庁内組織。委員は関係課長級職員で構成。
事務局で作成した条例案の検討を行い、子ども・子育て会議に提示します。

5. 主なスケジュール（予定）

令和4年 8月	市長から大牟田市子ども・子育て会議へ条例案の検討を諮問
令和4年 8月～	大牟田市子ども・子育て会議及び大牟田市子ども・子育て委員会 で条例案の検討
令和4年 8月～	関係団体へのヒアリングを実施
令和4年12月	パブリックコメント（市民意見募集）の実施
令和5年 1月	大牟田市子ども・子育て会議から市長へ条例案を答申
令和5年 2月	市議会へ条例案を提案